

デジタル技術の活用に向けた 事前診断・戦略策定等の費用を助成します

Digital Transformation

助成率 2 / 3
最大 20 万円



AI | IoT | 5G | AR | VR

(活用例)

経営ビジョンの策定とビジネスモデルの設計 / デジタル技術を活用する戦略の策定
デジタル技術活用環境の整備 / “DX認定”(経済産業省・IPA所管)の申請準備
※いずれも、デジタル技術活用に向けた専門家による支援であることが必要です。

【区内企業に対するDX・IT化への支援策】

学習

DX実践ゼミ

経営者・実務担当者を対象にDXの理解や知識を深め、自社のDX推進計画を策定できる人材を育成する研修

相談

DX促進・伴走支援事業

DXの専門知識を有するアドバイザーが『伴走支援』で導入をサポート

デジタル技術活用促進助成金
(専門家派遣)

【本助成事業】

資金

DX支援資金融資

区のDX支援事業を活用して取り組む事業者を対象に必要な経費を融資する制度

デジタル技術活用促進助成金
(DX・IT導入)

生産性向上や新たなビジネス創出などのための、デジタル技術導入の経費の一部を助成

※ 各事業の詳細は
区HPをご覧ください。

江戸川区 DX 支援制度

検索



お問い合わせ・
相談・受付窓口

江戸川区産業経済部経営支援課相談係 (江戸川区役所東棟 1 階 2 番窓口)
電話: 03(5662)0525 ファクシミリ: 03(5662)4896

デジタル技術活用促進助成事業（事前診断・戦略策定等）

<p>助成対象者</p>	<p>(1) 区内中小企業者等(注1) 又は 中小企業者(注1)で構成された中小企業グループ(注2)</p> <p>(注1) 区内に本社を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(詳しくはホームページをご覧ください。) (注2) グループによる申請の場合、次の要件すべてを満たすものが対象になります。</p> <p>① (注1)の規定に該当する中小企業者の中から代表企業を設定し、代表企業はグループを代表して申請書及び実績報告書を提出し、助成金を請求及び受領すること。 ② グループ構成企業の2/3が区内中小企業者等で構成されていること。 ③ 構成するすべての中小企業者が、後述の(2)～(4)の要件を満たしていること。 ④ 代表企業は共同実施する助成事業の中核として運営・管理する責任を負うこと。 ⑤ 代表企業及びグループ構成企業は助成事業の主旨、募集要項を確認の上、代表企業を中心に協力的に本助成事業を推進していくこと ⑥ 代表企業はグループ構成企業と助成事業の実施に係る役割、費用分担、持ち分及び瑕疵への対処方法等を定めた契約を結び、申請時に提出すること。 ⑦ 代表企業が、事業経費の負担割合等を考慮した一定以上の成果物に対する権利を有すること。 ※申請時に契約書等書面にて確認させていただきます。また、グループ内でトラブルが生じた際、区はその責めを負いません。</p> <p>(2) 前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。 ※ 個人事業者の場合は、住民税及び個人事業税を完納し、開業届の写し、又は直近の確定申告書の写しが必要です。</p> <p>(3) 東京信用保証協会の保証対象業種又は農林水産業を営む者であり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。</p> <p>(5) 申請事業に係る国、東京都(公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む。)又は江戸川区における他の補助等を受けていないこと。</p>
<p>助成対象事業</p>	<p>デジタル技術(DX※1やIT)の活用に係る、専門家による事前診断・戦略策定等(※2)</p> <p>(※1) 単なる機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、各種の情報・データを収集、解析、活用する技術であって、付加価値を創出するものを指します(AI・IoT・5G・AR・VR等)。</p> <p>(※2) 経営ビジョンの策定とビジネスモデルの策定/デジタル技術を活用する戦略の策定/組織づくり・人材戦略・企業文化の構築/ITシステム・デジタル技術活用環境の整備/“DX認定”(経済産業省・IPA所管)の申請準備など</p> <p>デジタル技術の活用は、目的ではなく手段です。自社や顧客のどのような課題を解決したいのか、何を実現したいのかを考えることが重要です。</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>専門家による事前診断・戦略策定等に要する費用(謝金、コンサルティング委託費等)</p>
<p>注意事項</p>	<p>(1) 以下の内容については、助成対象経費となりません。 ア 当該事業に直接関係の無い、又は明確に特定できない経費 イ 本助成金申請の資料作成等に係る事務的経費 ウ 飲食、娯楽、接待等の経費 エ 間接経費(消費税、振込手数料、光熱水費、印紙税等) オ その他区長が助成対象経費と認めないもの</p> <p>(2) 助成金の交付は年度内に1回のみとします。</p>
<p>助成金額</p>	<p>助成対象経費の3分の2以内/限度額20万円</p>